

## 日本国憲法に示される 基本的人権 自由と権利 義務と責任

5月9日の徳島新聞に、  
3Dプリンターで銃を製造した大学職員が逮捕されたとの記事がありました。そして「銃を持つ権利は基本的人権」と容疑者が投稿サイトに書き込んでいたとのことです。あまりにも自己中心的な解釈ではないでしょうか。

基本的人権はとても大事なので、日本国憲法の3原則のうちの一つとされています。

法律に定められているから権利があるのではありません。権利があるからそれを法律によって明らかにしているのです。このことを知つておかなければなりません。

**請求権**  
(きちんと基本的人権が守られるように国にお願いする権利)  
請願権、裁判を受ける権利など

市人権推進課(教育庁舎1階)  
☎ 32・2122  
FAX 33・3525  
Mail : jinkensuishin@city.komatsushima.tokushima.jp

日本国憲法にはたくさんの権利が規定されていて、条文だけでも第10～40条までの合計31条が基本的人権に関する記述です。

基本的人権は大きく5つに分類されます。その中で様々な自由や権利が明らかにされています。

**参政権**  
(政治に参加する権利)  
選挙権、被選挙権など

生きるために小説書いた一葉の折り目伸ばして財布にしまう  
横須町 山崎 泰子  
市民文芸 花みずき歌壇(30) 松並敦子・選

しかし、このような権利や自由にも制限があることを知つておかなればなりません。平等権について見てみると、例えば、税金は収入額などにより違います。また、運転免許証の取得にも年齢制限が設けられています。また、自由権についても『人に迷惑をかけない、かける恐れがない限り自由です』と規定されています。

私たち一人ひとりには自由と権利がありますが、自分以外の人にも自由と権利があることを忘れてはなりません。  
周りの人の自由と権利を守る義務と責任もあります。  
蝉時雨われの背中を押すごとく数限りなく鳴きしきるなり  
わが家の周りはすでに川となり「避難準備」のテロップ流る  
立江町 柳 ツギエ  
初蝉の鳴く声聞けば亡き夫の網持つ笑顔がよみがえりくる  
赤石町 田原トシ子  
白百合も姫ゆり山ゆり名のやさし鬼どう百合をわれは愛しむ  
江田町 深田 伴子  
朝顔が昨日と異なる色に咲くように今日は今日の流れを作ろう  
立江町 湯浅かや子  
小松島町 川人 豊子  
人ひとり灰になるときしづかなり秋の陽の差す窓辺に寄りて  
午後6時チャイム流れていつの日も  
立江町 浜 耕一  
中郷町 東野 典子  
田浦町 太田カツミ  
横須町 柿本美知子